

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和2年3月18日

水 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

○富山県家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する規則 1

告 示

○家畜の注射命令

○家畜の検査命令 2

規 則

富山県家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月18日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第5号

富山県家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する規則

富山県家畜伝染病予防法施行規則（昭和33年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(農業技術課)

告 示

富山県告示第126号

家畜の注射命令について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 6 条第 1 項の規定により家畜の所有者に対し次のとおり注射を受けることを命じ、同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし

4 実施の期日

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 注射の方法

皮下または筋肉内注射法

富山県告示第127号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第 5 条第 1 項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 2 年 3 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛
 イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 腐蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生予防のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

- (3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

- (1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

- (3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、
ウイルス学的検査及びその他必要な検査

- (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

5 オーエスキー病

- (1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

- (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

- (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

6 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

7 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

8 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

9 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

10 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

